

が疾対第 3763 号
令和 5 年 10 月 30 日

一般社団法人 神奈川県精神科病院協会会長 様

神奈川県健康医療局保健医療部
精神保健医療担当課長
(公 印 省 略)

計画素案における県民意見の募集について (通知)

本県の精神保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年 10 月 19 日付で、福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課長から別紙のとおり通知が発出されました。

つきましては、計画素案に関する県民意見の募集 (パブリック・コメント) を実施しますので、貴会会員へ御周知いただきますようお願いいたします。

問合せ先
がん・疾病対策課
精神保健医療グループ 最首、羽田
電話(045)210-4727 (直通)

令和5年10月19日

関係各位

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課長

神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～
に基づく基本計画（仮称）素案における県民意見の募集について（通知）

本県の障がい福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年4月1日に施行された「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」では、当事者目線の障害福祉に関する取り組みを、総合的かつ計画的に推進するために基本計画を策定するものとしています。

そこで、現行の「かながわ障がい者計画」及び「神奈川県障がい福祉計画」など障害福祉に関する計画を包含し、総合的な基本計画を策定することとし、計画素案に関する県民意見の募集（パブリック・コメント）を別紙のとおり実施しますので通知します。

問合せ先

企画グループ 吉田、柴田、加藤

電話 (045) 285-0528

ファクシミリ (045) 201-2051

電子メール shofuku-kikaku.g4cn@pref.kanagawa.lg.jp

神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～ に基づく基本計画（仮称）素案に関する意見の募集について

県は、令和4年10月に神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～を制定し、令和5年4月に施行しました。この条例は、当事者目線の障害福祉の推進を図り、障害者が差別や虐待を受けることなく、自らの望む暮らしを実現することができ、障害者のみならず、誰もが喜びを実現することができる地域共生社会の実現に資することを目的としています。

このたび、条例において神奈川全体で当事者目線の障害福祉に関する取り組みを総合的に、かつ計画的推進を図るために策定することとしている基本計画について、既存の「かながわ障がい者計画」や「神奈川県障がい福祉計画」など障害福祉に関する計画を包含し、一本化する形で素案を作成しましたので、広く県民の皆さまから意見を伺うため、パブリックコメントにより意見の募集を行います。

1 意見募集期間

令和5年10月19日（木）～令和5年11月24日（金）まで

2 意見募集の方法

(1) 窓口における計画素案の閲覧

閲覧場所は、県政情報センター、各地域県政情報コーナー、各保健福祉事務所・各センター、障害福祉課

(2) 計画素案の配布

障害福祉課に、電話、ファクシミリ、電子メール等により資料請求

(3) ホームページへの掲載

神奈川県のホームページに改定素案の内容、意見提出方法等を掲載

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/pub/c9364519.html>)

3 意見提出方法

(1) フォームメール

神奈川県のホームページから、「障害福祉課への問い合わせフォーム」により御意見の提出ができます。

(<https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/userLoginDispNon?tempSeq=5899&accessFrom=null>)

(2) 郵送

〒231 - 8588（所在地の記載は不要です。）

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課企画グループ 宛

(3) ファクシミリ

045 - 201-2051

(4) 手話を撮影したDVDによる意見提出

DVDは(2)の郵送先に送付してください。

4 公表

いただいた御意見の反映状況については、後日、県のホームページ等で公表いたします。